

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2018.1 VOL.20



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2018.1 VOL.20)

I 巻頭挨拶「平成30年 年頭所感」

日本商品先物取引協会 荒井史男 会長…………… 1

II 主務省寄稿「平成30年 年頭所感」

農林水産省 食品流通課 宮浦浩司 課長…………… 3

経済産業省 商務・サービスグループ 戸邊千広 参事官…………… 4

III 今後の日商協の監査業務のあり方について…………… 5

IV 内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について…………… 6

V あっせん・調停委員会合同会議の開催について…………… 8

VI 平成29年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について…………… 9

VII 統計資料等

1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況…………… 1 2

2 店頭商品CFD取引の状況…………… 1 3

3 登録外務員数の推移…………… 1 5

4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧…………… 1 6

5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧…………… 1 6

6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について…………… 1 7

I. 巻頭挨拶

平成30年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会
会長 あら い ふみ お 荒井 史 男

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年の商品市場を振り返りますと、平成29年の出来高は前年に比べ1割程度の減少と商品先物取引業界にとって厳しい状況となりましたが、東京商品取引所では、3月21日にプラチナスポット（白金限日取引）の取引が開始され、また、6月19日から8月31日には「TOCOMリアルトレードコンテスト」が開催されるなど、商品先物市場の取引活性化や参入促進のための様々な努力がなされました。日商協も情報発信基地である「TOCOMスクエア」の運営に協力し、商品先物取引の知識啓発に取り組んでおります。

昨年の日商協の事業につきましては、平成28年7月に導入された内部管理責任者制度の定着のため、内部管理総括責任者等研修や内部管理責任者等資格研修における研修内容の充実に取り組みました。弁護士による講義では、不招請勧誘の禁止について、勧誘・受託段階での適合性原則について、及び新規委託者保護について、判例を踏まえながらポイントを説明してもらい、受講者の知識の習得や資質の向上につながる内容となりました。

併せて、個人顧客を対象として対面取引を行う会員に対し、その取組状況に関するモニタリング（監査）も開始しました。監査では、会員の本店を訪問し、担当者にヒアリングを行い、内部管理体制が整備されているか、勧誘段階や取引段階で実効的に機能しているかなどの確認を行いました。これは会員が自らの手で常に問題を拾い上げ、改善策を検討し、それを実行していくという内部管理責任者制度の定着を支援するものであり、より良い内部管理の実現に向けて、会員の自主的努力を支援していく取組であります。

さらに、7月14日に主務省により改正・施行された「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」では、取引所現物取引においては、顧客への確認事項のうち投資可能資金額の確認を要しないことや、商品先物取引業者による自主的な報告があった場合への対応などが新たに設けられるとともに、「自主規制機関等との連携強化」や「会員の内部管理責任者等に関する規則」の活用等についての規定が追加されました。今回の改正は、主務省と自主規制機関である日商協との連携強化の考えや、内部管理責任者制度の定着への主務省からの後押しであると考えております。

また、日本商品先物振興協会に設置された「団体組織問題検討委員会」が11月にとりまとめた提言において、日商協は、業界の社会的信頼の獲得を目指し、関係団体の協力を得つつ、自主規制機関としての機能強化を推進することとされ、特に監査機能を高めるため、日商協と日本商品委託者保護基金の両団体間で人的リソースを有効活用するなどにより監査業務の効率的な連携を

図り、シナジー効果が得られる仕組みを構築することとされました。この提言を踏まえ、日商協の業務監査と日本商品委託者保護基金の財務監査を一体化した共同監査の早期実現を目指したいと考えております。

これらの取組とともに、日商協では、商品先物取引法、定款及び自主規制規則に基づいて、主務大臣から委任されている外務員の登録事務や、外務員の資格試験、研修等をはじめ、委託者等からの苦情・紛争仲介の申出の解決など様々な業務を行っております。これらの自主規制機関としての業務を着実に実行することが、商品先物取引に対する社会的信頼の向上につながり、ひいては商品先物取引業界の活性化にもつながると考えておりますので、本年も会員の皆様のご意見を反映させつつ、着実に業務を行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

平成30年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局 食品流通課
課長 宮 浦 浩 司

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

平素から商品先物取引行政への御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引業界の自主規制機関として会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組んでこられ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただいてまいりました。その結果、近年は苦情や紛争の件数は大きく減少しており、皆様に深く感謝申し上げます。

昨年7月には「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」を改正し、貴協会等の自主規制機能の発揮を促すとともに、商品先物取引業者等による自主的な報告への対応について明記したところです。こうした趣旨を踏まえ、貴協会の会員に対するコンプライアンス水準の更なる向上の支援など、積極的な取組に期待しております。

現在、農産物先物市場については、依然として厳しい状況が続いています。昨年8月には、大阪堂島商品取引所に試験上場中のコメ先物取引が2年間延長されましたが、農産物先物市場が持つ公正・透明な価格形成、価格変動のリスク軽減、新たな販売先の提供等の機能に対する期待は一層高まっています。市場関係者の皆様による取引の活性化や業務運営の効率化などの取組に対し、農林水産省といたしましては、今後とも関係団体の皆様とともに我が国の先物市場が活性化するよう、取り組んでまいります。

会員の皆様におかれましては、引き続き、委託者保護に配慮した取組を進めていただき、先物市場のイメージ向上、信頼性の高い市場環境の整備に向けて御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

平成30年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ
参事官（商品市場整備担当） 戸 邊 千 広

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、商品先物取引行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、これまで、自主規制の確立・徹底、紛議の解決及び外務員の研修・登録等の業務を着実に推進され、商品先物取引法の認可を受けた自主規制機関として、会員企業のコンプライアンス体制の確立、苦情件数の減少に多大な貢献をしてこられました。

また、会員企業におかれましても、現下の厳しい状況の中、自主規制への対応、ビジネス環境の変化に対する不断の経営改善に努力してこられました。

関係各位のご尽力に対しまして、改めて敬意を表します。

商品先物市場は、世界経済の動向に伴う商品価格の変動リスクを回避するヘッジ機能、需給を反映した公正な価格形成機能、また、現物を売買する商品調達機能を有するなど、我が国の産業インフラとして重要な役割を担っています。電力やLNGといった新たなエネルギー商品の先物市場の整備により、エネルギーコストの低減及び安定化を図ることも重要な課題であり、昨年末より、電力先物市場の在り方に関する検討会を開催し、電力システム改革が進む中で実態に沿った最適な市場の創設に向けた検討を重ねています。

昨年の我が国商品先物市場の取引高は、8月以降の北朝鮮情勢等の地政学的リスクもあり、一時的に一昨年を上回る動きもありましたが、主力である金のボラティリティの低下等により、全体的に一昨年を下回る厳しい状況となりました。

このような現状を踏まえ、関係団体の運営効率化と監査機能の強化、商品先物取引業者の負担軽減等を目的として設置された「団体組織問題検討委員会」において、商品先物関係団体の今後の在り方に関するとりまとめが11月になされました。貴協会に関しては、業界の社会的信頼の獲得を目指し、関係団体の協力を得つつ、自主規制機関としての機能を強化していくことが盛り込まれていますが、その実現に向けた取組を着実に進めていくことを期待しております。

商品先物市場の一層の活性化のためには、委託者が安心して商品先物取引を行える環境作りが不可欠であり、信頼性の高い商品先物業界を官民一体となって築き上げる必要があります。

日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様におかれましては、委託者保護と商品先物市場の活性化の両立を実現するため、会員企業のコンプライアンス体制の確立に向け更に前進いただくとともに、苦情、紛争の解決等に対し、これまで同様ご尽力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様のご健勝とご多幸、並びに商品先物市場の益々の発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

Ⅲ. 今後の日商協の監査業務のあり方について

日本商品先物振興協会に設置された「団体組織問題検討委員会」において、業界の関係 3 団体である本会、日本商品委託者保護基金及び日本商品先物振興協会の今後のあり方について、平成 29 年 11 月 15 日に提言がとりまとめられました。

ここでは、提言のうち本会に関係する部分と提言を踏まえての今後の本会の監査業務のあり方についてまとめました。

日本商品先物振興協会では、平成 15 年以降の国内商品市場取引を取り巻く構造の変化と商品先物取引業者の経営環境を踏まえ、関係 3 団体の運営の効率化と経費削減を図る観点から、今後のあり方について短中期的な視野に立って望ましい方向を整理し、提言のとりまとめを行うことを目的に、平成 29 年 4 月に「団体組織問題検討委員会」を設置しました。

団体組織問題検討委員会の 5 回にわたる検討を経て、本会については、以下の提言がなされました。

日商協については、現時点における実現可能な最善策として、団体間の役職員を兼務させる等の連携を図り、実質的に自主規制機関としての機能の強化と運営の効率性を高める方策が検討され、以下の取組を図ることとした。

- ① 業界の社会的信頼の獲得を目指し、関係団体の協力を得つつ、自主規制機関としての機能強化を推進する。

特に、日商協の監査機能を高めるため、日商協と委託者保護基金の両団体間で人的リソースを有効活用するなどにより監査業務の効率的な連携を図り、シナジー効果が得られる仕組みを構築する。

- ② 上記の共同監査業務を円滑に実施するため、同業務に関して委託者保護基金と事務所を共同利用し、そのことにより事務所賃借料の低減を図る。

本会では、この提言を踏まえ、本会の業務監査と日本商品委託者保護基金の財務監査を一体化した共同監査の早期実現など自主規制機関としての機能強化に向けた取組について、今後、総務委員会、理事会及び総会で議論していただくこととなります。

文責：中曽根

IV. 内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について

本会在、平成 27 年 11 月 25 日制定（平成 28 年 7 月 1 日施行）の規則に基づいて行っております。内部管理責任者制度に関する研修の実施状況、外部講師による講演の概要について、以下のとおりまとめました。

1. 内部管理責任者等資格研修（資格研修）

内部管理責任者等資格研修（資格研修）は、「会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「本規則」という。）に基づき、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とするとの観点から、同研修がその資格を付与するものとして位置付け、実践的な知識の習得を目的としています。

- (1) 平成 29 年度の資格研修は、下記の内容等により開催することとし、既に 3 回の開催により会員等 20 社 57 名が受講しました。

○平成 29 年度 内部管理責任者等資格研修開催日程一覧

	開催日	地区	開催会場	受講社数／受講者数
1	8 月 28 日（月）	東 京①	㈱東京商品取引所セミナールーム	15 社／28 名
2	9 月 2 日（土）	大 阪①	大阪堂島商品取引所 6 階大会議室	8 社／12 名
3	11 月 18 日（土）	東 京②	㈱東京商品取引所セミナールーム	8 社／17 名
4	2 月 20 日（火）	東 京③	㈱東京商品取引所セミナールーム	
2 地区 4 回開催予定				20 社／57 名

（注）網掛け部分はすでに開催済みです。

- (2) 内部管理責任者等資格研修の内容等

内部管理責任者等資格研修の内容につきましては、事務局からの「内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について」の説明の後、講師の川戸淳一郎弁護士から「内部統制システムの検証及び改善について」とのテーマで、内部統制システムの構築から、その後の検証及び改善について講義していただきました。

具体的には、①不招請勧誘の禁止に対応した顧客からの招請意思の確認方法、②勧誘・受託段階での適合性原則に係る顧客属性の把握方法、③過度な取引の防止措置として未経験者への対応方法について、訴訟における争点を基に、営業と異なる管理部門が顧客の招請意思や資産等の申告内容、理解度を直接確認し、一定期間における未経験者の取引量の制限や取引内容をモニタリングするとともに、それぞれの実施状況を検証して改善できる体制が重要性であることなど、受講者の知識の習得や向上につながる内容でした。

2. 内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）

内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）は、本規則第 13 条第 1 項に基づき、事業年度ごとに内部管理総括責任者に対して受講が義務付けられており、その目的は、内部管理総括責任者の職務が内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスク・マネ

ジメントを含めた実践的な知識の習得としています。

また、同研修は、本規則第 13 条第 2 項に規定する会員の内部管理責任者及び営業責任者が、同条第 1 項に規定する社内研修の受講に代えて同研修を受講することができることとしています。

- (1) 平成 29 年度の総括責任者等研修は、第 1 回を 9 月 20 日に開催し、内部管理総括責任者 32 名（うち代理出席 5 名）、本規則第 13 条第 2 項に規定する会員の内部管理責任者及び営業責任者 12 社 25 名が、また、第 2 回を 11 月 11 日に開催し、内部管理総括責任者 15 名（うち代理出席 2 名）、内部管理責任者及び営業責任者 7 社 14 名が受講しました。

○平成 29 年度 内部管理総括責任者等研修

	開催日	地区	開催会場	受講者数
1	9 月 20 日（水）	東 京①	（株）東京商品取引所セミナールーム	57 名
2	11 月 11 日（土）	東 京②	（株）東京商品取引所セミナールーム	29 名
1 地区 2 回開催				86 名

（注）網掛け部分はすでに開催済みです。

- (2) 内部管理総括責任者等研修の内容等

内部管理総括責任者等研修の内容につきましては、事務局からの「内部管理責任者制度における内部管理総括責任者の役割について」の説明の後、中央大学法科大学院教授である升田純弁護士から「金融商品トラブルの実態と内部管理総括責任者等の防止策の実践的な取り組み～判例から見た実際～」というテーマで、内部管理総括責任者等が現場にて取り組まなければならない防止策等について講義していただきました。

具体的には、コンプライアンス体制の構築、その運用における日々の心構えから新規委託者保護に係る顧客管理の要諦などについて、判例を踏まえながらポイントを絞った説明があり、コンプライアンス対策の実効的な取り組みに向けて、①商品先物取引法はもとより、消費者契約法等の法令にも注意する必要がある、②コンプライアンス対策の実行は経営者から従業員に至るまで全社で遵守して初めて意味がある、③些細な違反と考えられる事例であっても、細心の注意をもって厳格な対応が重要であるといった提言をいただきました。

近年の訴訟等において新規委託者の取引状況等が指摘されていることに鑑みると、勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上には、内部管理総括責任者、内部管理責任者及び営業責任者がそれぞれの責務を果たすことが重要であることから、今後も実践的な課題をテーマに取り扱っていきたいと考えています。

文責：大井

V. あっせん・調停委員会合同会議の開催について

本会では、関東地区（東京都中央区）、中部地区（名古屋市）、関西地区（大阪市）の各地区で紛争仲介を行うために、当地で活動している商品デリバティブ取引に精通した弁護士等（22名）にあっせん・調停委員をお願いしています。

例年、各地のあっせん・調停委員が一堂に会した「あっせん・調停委員会合同会議」を開催しており、本年度は平成29年12月15日（金）に行い、ご多忙の中14名の委員に参加いただきました。

1. 目的

あっせん・調停委員会合同会議は、あっせん・調停委員に紛争処理の事例や商品先物取引業界の現状等の情報をお伝えし、委員に共通認識を持っていただくことによって、紛争処理手続きの円滑化、紛争仲介制度の安定的な運営を確保するために、毎年1回開催しています。

2. 会議の概要

事務局から、「平成28年度の紛争処理状況（下記参照）」や「紛争仲介制度の利用者に対するアンケートの調査結果」の報告が行われた後、関東地区と関西地区それぞれ1名の委員より、平成28年度に担当し、解決（和解）に至った事例の概要と解決までの過程（事案に対する着眼点やあっせん案の考え方など）の紹介が行われました。

近年、紛争仲介の件数は極めて少ない状況で推移し、以前と比べて事案の担当となる機会が少なくなっていることもあり、事例研究の場として参加された委員による紹介事例についての積極的な確認と質疑応答、また、本会の紛争仲介制度の円滑な運用についての意見交換が行われました。

報告概要

平成28年度の紛争仲介の処理状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(1)要処理件数 15件

(2)処理結果

①解決 7件

②不調（打ち切り） 5件

③当期の未済件数 3件

④解決割合 58%（7件/12件）

(3)処理期間

・平均日数：128.8日（最短日数：87日、最長日数237日）

(4)期日回数

・平均期日回数：1.3回

文責：原田

VI. 平成29年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成29年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、平成28年（前年）との比較を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分	平成 29 年	平成 28 年	対前年 増減
相談（問い合わせ）	282	323	-41
苦情	5	8	-3
紛争仲介	13	11	+2
苦情から紛争仲介に移行したもの	(3)	(4)	(-1)
紛争仲介に直接申出されたもの	(10)	(7)	(+3)

1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 協会では、次に掲げる相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者との取引に係るもの

（単位：件）

平成 29 年													平成 28 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
32	18	24	17	27	35	21	23	30	23	20	12	282	323

(1) 受付件数

相談受付件数は282件で、月間平均件数は23.5件でした。前年（323件）との比較では41件の減少（-12.7%）となりました。

(2) 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が46件と最も多く、次いで「商品先物取引の仕組み・制度に関するもの」が23件、「勧誘に関するもの」が16件、「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が11件、「インターネット取引に関するもの」が10件と続いています。

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(単位：件)

平成 29 年													平成 28 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	5	8

(1) 受付件数

苦情受付件数は5件で、月間平均件数は0.4件でした。前年(8件)との比較では3件の減少(-37.5%)となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引の勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が3件で全体の60%を占めました。

この「不当勧誘類型」の内訳を見ると「断定的判断の提供」が2件、「その他」が1件となっています。

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合(苦情から紛争仲介に移行する場合)や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合(紛争仲介に直接申出される場合)などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士等が担当あっせん・調停委員となって行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(単位：件)

区 分	平成 29 年	平成 28 年
前年からの繰越件数	4	9
申出件数	13	11
終結件数	12	16
(解決)	(8)	(7)
(打ち切り)	(4)	(8)
(取下げ)	(0)	(1)
翌年への繰越件数	5	4

(1) 紛争仲介の申出件数

紛争仲介の申出件数は13件で、前年(11件)との比較では2件の増加(+18.2%)となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が11件で、「一任売買類型」と「過当売買類型」がそれぞれ1件となりました。

(3) 処理状況

申出件数(13件)と前年からの繰越件数(4件)の合計17件のうち、終結した件数は12件で、このうち解決が8件、打切りが4件となりました。

この結果、翌年への繰越件数は5件となりました。

4. 苦情等(苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計)

(苦情)

(単位:件)

平成29年													平成28年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	5	8

(紛争仲介に直接申出されたもの)

平成29年													平成28年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	1	0	0	0	1	1	0	5	0	0	2	10	7

苦情等(苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計)

平成29年													平成28年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	1	0	1	0	1	1	1	7	0	1	2	15	15

(1) 受付件数

苦情等(苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計)の受付件数は15件で、月間平均件数は1.3件となりました。前年(15件)と同じ件数でした。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が12件と最も多く、次いで「一任売買類型」「過当売買類型」「仕切回避類型」がそれぞれ1件となっています。

文責:原田

VII. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	4月	45	28	3,428	533	3,268	2,075	1,594	1
	5月	45	28	3,793	540	3,628	2,133	1,701	0
	6月	45	28	4,351	572	4,180	2,110	2,000	1
	7月	45	28	4,542	574	4,380	2,105	1,732	1
	8月	45	28	4,573	563	4,362	2,082	2,140	1
	9月	45	28	4,458	568	4,310	2,071	2,193	7
	10月	45	28	3,771	585	3,602	1,982	1,569	0
	11月	44	27	3,785	567	3,647	1,949	1,542	1
H29年度			32,701		31,376		14,471	12	
前年度 4～11月比			93.0%		95.4%		83.5%		

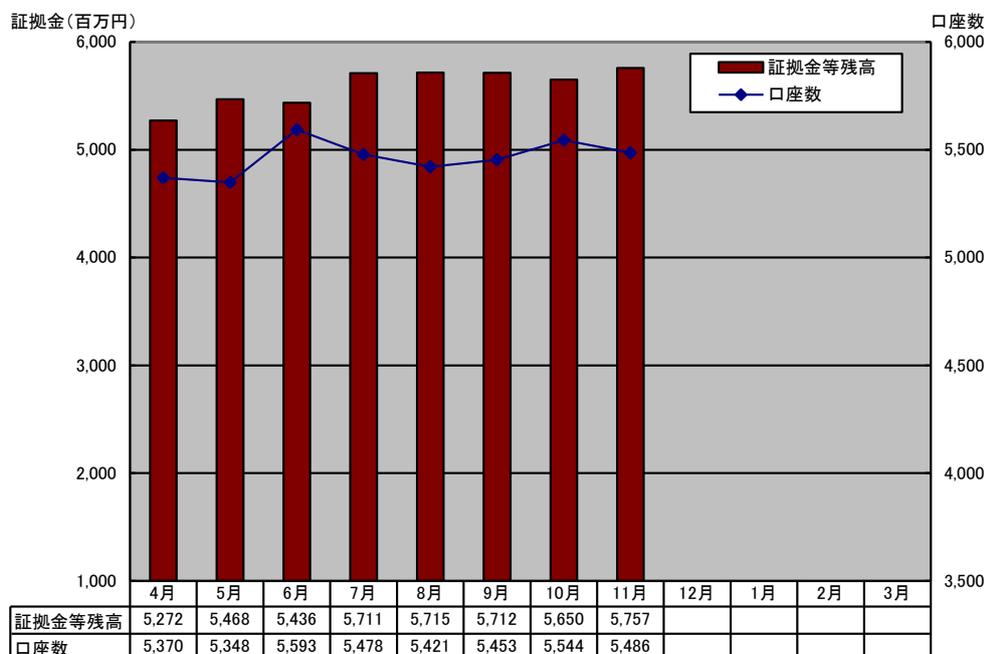
- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日(月末日)に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

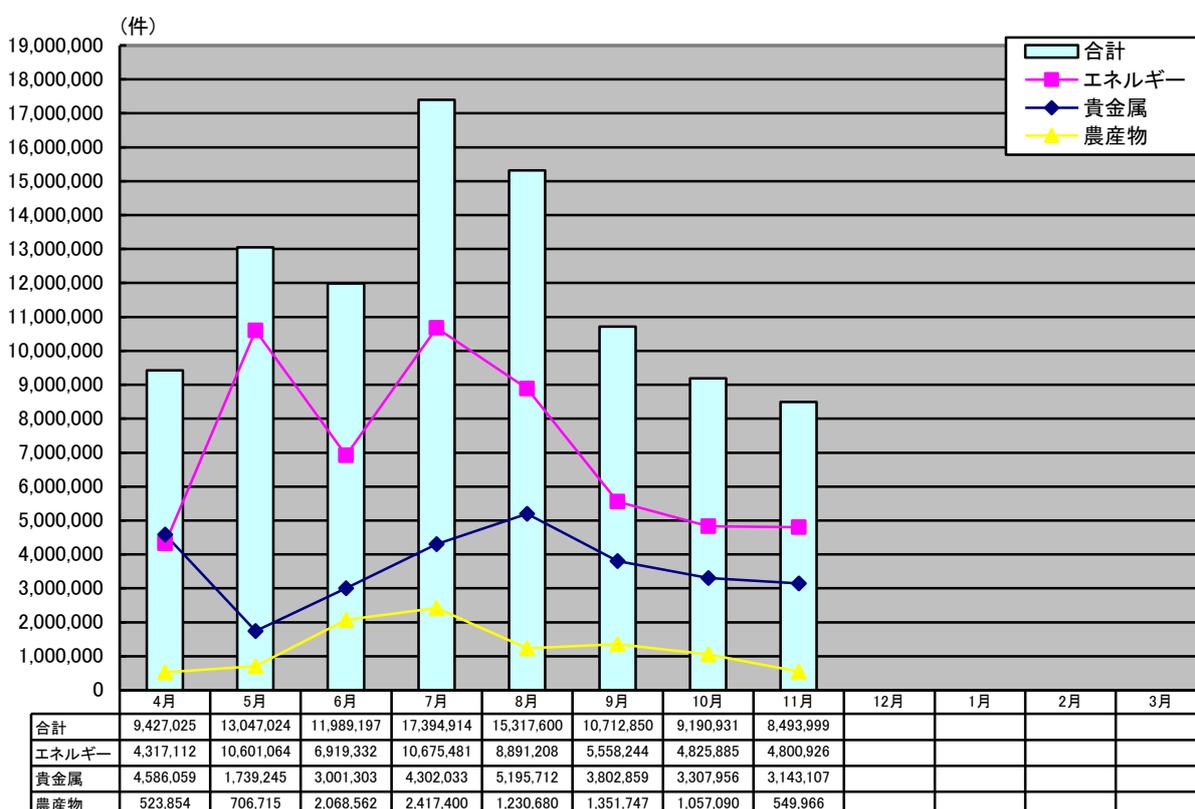
2. 店頭商品CFD取引の状況

本会では規則に基づき毎月会員から店頭商品デリバティブ取引に係る業務報告を受けております。ここでは、その報告をもとに平成29年4月から11月までの統計を掲載しました。詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[店頭商品CFD取引の統計](#)」をご覧ください。

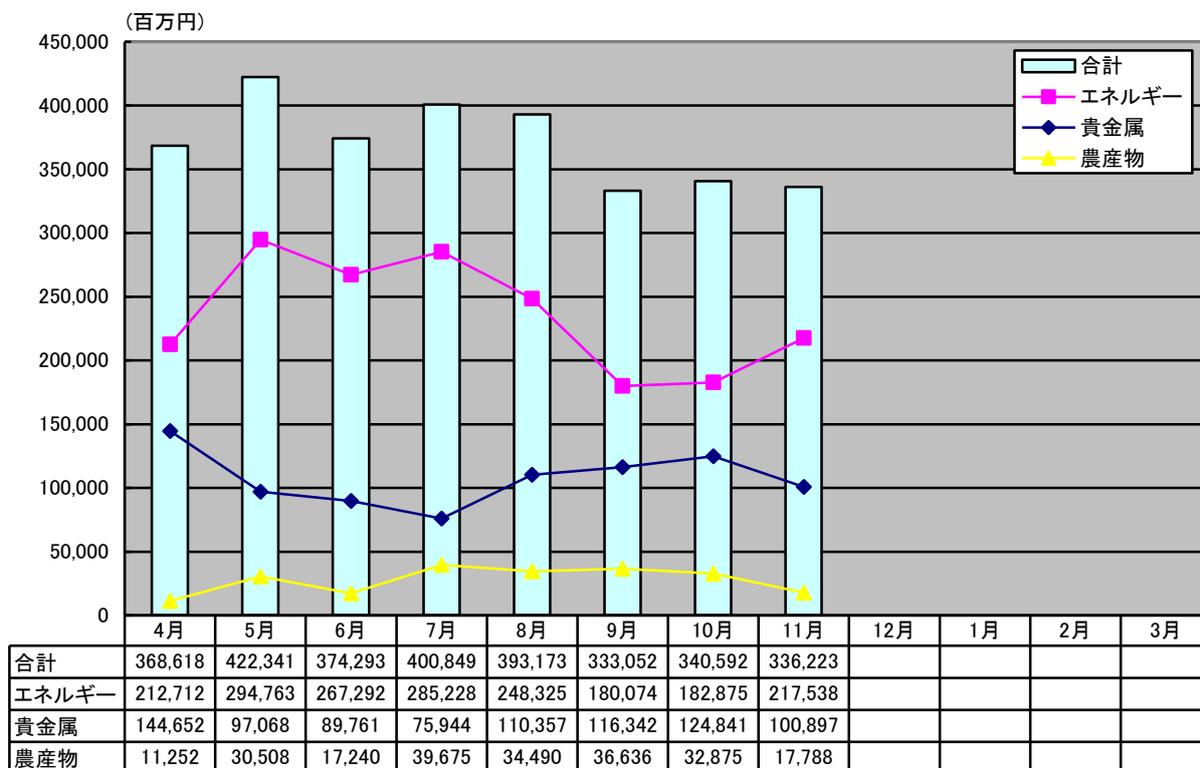
(1) 2017（平成29）年度 月末証拠金等残高と口座数



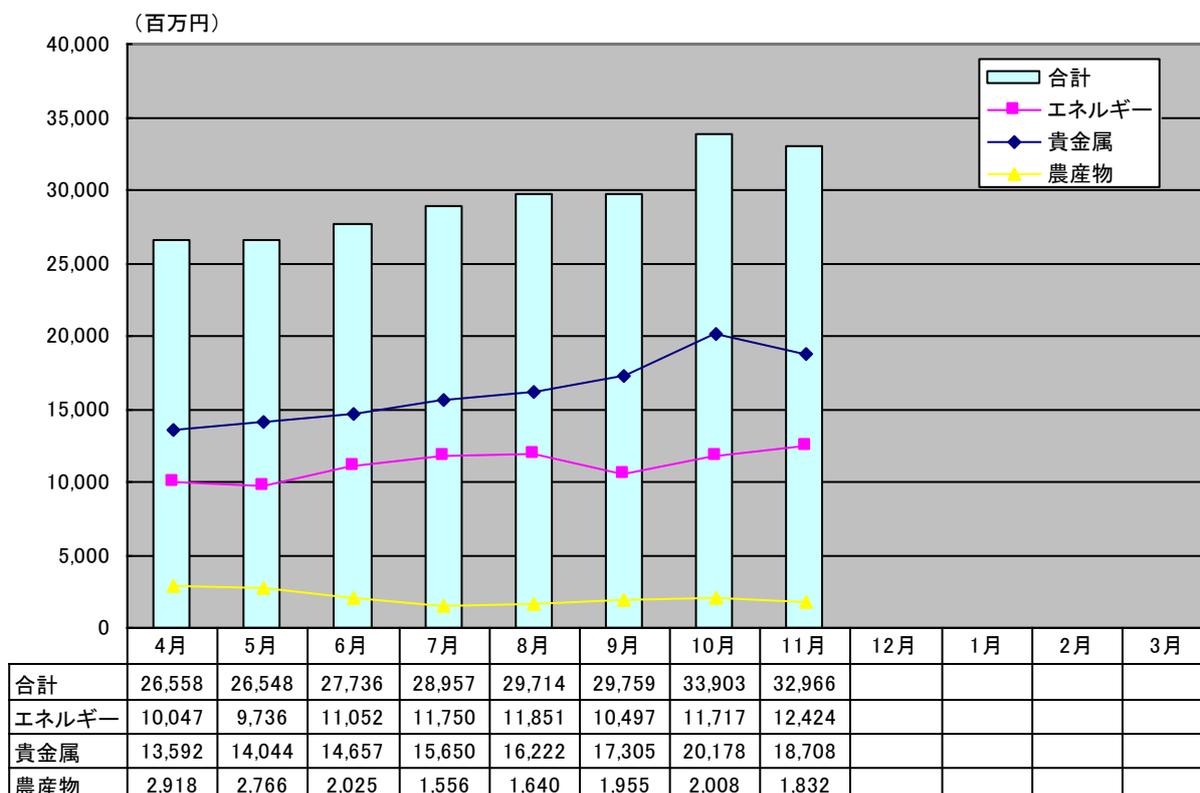
(2) 2017（平成29）年度 月間取引件数



(3) 2017（平成29）年度 月間取引金額



(4) 2017（平成29）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3.～5.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～28 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 29 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	32,851	2,089	137	142	39	3	2,624	4	0	10,294	53	2	22,699	2,075	138
5 月	22,699	2,075	138	245	86	1	6,740	12	0	250	28	4	22,694	2,133	135
6 月	22,694	2,133	135	341	35	13	1,466	115	0	293	58	4	22,742	2,110	144
7 月	22,742	2,110	144	99	31	0	75	10	0	328	36	17	22,513	2,105	127
8 月	22,513	2,105	127	612	21	4	115	9	0	129	44	7	22,996	2,082	124
9 月	22,996	2,082	124	202	24	1	119	4	59	133	35	13	23,065	2,071	112
10 月	23,065	2,071	112	213	13	72	29	5	0	326	102	3	22,952	1,982	181
11 月	22,952	1,982	181	195	16	0	60	8	1	155	49	3	22,992	1,949	178
12 月	22,992	1,949	178	152	15	1	77	9	0	133	12	4	23,011	1,952	175

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 29 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	1	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	1	1
250 名以上 300 名未満	1	0
200 名以上 250 名未満	2	1
150 名以上 200 名未満	1	1
100 名以上 150 名未満	4	4
50 名以上 100 名未満	6	5
25 名以上 50 名未満	7	5
10 名以上 25 名未満	10	7
10 名未満	9	3
合 計	44	27
外務員総数(名)	22,836	1,952

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 20,698 名であり、全体の 90.6%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 29 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	2
10 名未満	2
合 計	4
外務員総数(名)	175

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
株日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所 [（先物・オプション入門）](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html)
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会 [（取引をなさる方へ）](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
" [（産業界の皆様へ）](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>